

# 令和3年度採用 金沢市会計年度任用職員(弁護士) 募集要項

## 1. 採用予定人員等

区分	業務内容	採用予定人数
弁護士	養育費の取決め等ひとり親の支援に係る相談業務その他事務の執行 市職員からの業務上における法令解釈等、法務相談に関すること その他弁護士の専門性を発揮できる自治体業務全般	1名

## 2. 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和3年度中採用の場合 : 令和4年3月31日まで 令和4年4月1日採用の場合 : 令和5年3月31日まで ※ 採用日は、個別に相談に応じます。 ※ 面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。 再度の任用は原則4回までです。 (採用日が令和3年10月末までの場合 : 最長で令和8年3月末まで) (採用日が令和3年11月1日以降の場合 : 最長で令和9年3月末まで) ※ 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。(地方公務員法第22条の2第7項) なお、再度任用した場合も同様です。
勤務場所	金沢市役所子育て支援課(第一本庁舎2階)
勤務時間	週35時間 7時間(9:00~17:00)×5日 ※ 休憩時間が60分あります。
休日等	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日まで)
報酬月額等	報酬月額は、弁護士としての実務経験等を考慮して決定します。 <例> 実務経験10年以上・40歳以上の場合 報酬月額 約59万円 [年収] 約710万円 実務経験5年以上・30歳以上の場合 報酬月額 約53万円 [年収] 約640万円 実務経験3年以上・30歳未満の場合 報酬月額 約47万円 [年収] 約570万円 (年齢は令和3年4月1日時点) その他、通勤手当相当額が支給されます。 ※ 上記の金額については、給与改定等を受けて変更されることがあります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇(忌引・夏季休暇など)
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
服 務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。
そ の 他	弁護士会の会費等は自己負担となります。

### 3. 受験資格

次の①～③のすべてに該当する方

- ①昭和36年4月2日以降に生まれた方（令和4年4月1日時点で60歳以下の方）
- ②弁護士資格を有し、受験申込み時点で弁護士として実務経験を満3年以上有する方
- ③弁護士名簿に現在登録がある方、又は現在登録されていなくても、採用日までに弁護士名簿に登録いただける方

◎次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ①地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
  - ・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- ②弁護士法第7条に規定する欠格事項に該当する方

### 4. 試験日・試験内容等

試験日	試験内容	試験会場	合格発表
申込者と調整の上、 決定します。	個別面接	金沢市第二本庁舎 (金沢市柿木畠1番1号)	随時

※ 受験資格等を確認するため、書類選考を実施します。

※ 試験日及び集合時間等の詳細については、別途お知らせします。

※ 結果については、合否を問わず、郵送で通知します。

※ 合格発表後に、以下の①～③のいずれかに該当した場合は合格を取り消します。

- ①弁護士資格を喪失した場合
- ②弁護士名簿から登録を抹消された場合、又は採用日までに弁護士名簿に登録できなかった場合
- ③申込書の記載事項等に不正があった場合

### 5. 受験手続

受付期間	<b>随時受付</b>
申込方法	原則として、インターネットによる申込み（電子申請）のみです。 <b>&lt;金沢市電子申請サービス&gt;</b> <a href="https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/">https://s-kantan.jp/city-kanazawa-ishikawa-u/</a>  ・金沢市ホームページ「会計年度任用職員（弁護士）募集」内の「申込みフォーム」から「金沢市電子申請サービス」にアクセスし、「利用者登録」において利用者情報を登録した後、受験申込みをしてください（システムのヘルプを利用してください。）。 ・パソコンに加えて、スマートフォンからの申込みも可能です。 ・使用されるパソコン及びスマートフォンや通信回線上の障害などによる万一のトラブルに関しては一切責任を負いませんのでご了承ください。 ・上記の受付期間中に受信したものを有効とします。 ・インターネットによる申込みができない特段の事情がある場合は、下記の問い合わせ先まで連絡してください。
添付書類	日本弁護士連合会又は所属弁護士会が発行する弁護士登録証明書をデータで添付してください。（現在登録のない方は、登録完了後に提出いただきます。）

【問い合わせ先】 金沢市総務局人事課  
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 電話 (076)220-2079  
金沢市ホームページ [ <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/> ]

